

石川県「核燃料税」の更新

石川県から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

更新後の石川県核燃料税の概要は以下のとおりです。

課税団体	石川県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割：100 分の 8.5 ②出力割：34,900 円／千 kW／課税期間（3 か月）
徴収方法	申告納付
収入見込額	（30 年度）1,175 百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	—
課税を行う期間	5 年間（平成 29 年 10 月 8 日～平成 34 年 10 月 7 日）

- ・平成 29 年 6 月 29 日 石川県議会にて条例案可決
- ・平成 29 年 7 月 11 日 総務大臣協議
- ・平成 29 年 9 月 8 日 総務大臣同意
- ・平成 29 年 10 月 8 日 条例施行（予定）